

平成 26 年度
自己点検・評価報告書

平成 27(2015)年 4 月
日本文化大學
自己点検・評価検討委員会

はじめに

大学には多くの社会的責任が課されているが、そのうちの重要な責務の一つとして、社会に貢献できる有用な人材の輩出が挙げられる。そして、社会に求められる有為な人材を育成するためには、まず何よりも大学における教育・研究の充実が要請される。

このような社会からの要請に応えるべく、本学では、昭和 53（1978）年の建学以来、教育・研究の両面で鋭意努力を重ねてきた。しかしながら、昨今の急激な社会情勢の変化に鑑みると、建学精神を守り大学として本来あるべき水準を維持して社会へ貢献し続けるためには、絶えず組織・活動を自己点検・自己評価し、教育・研究のより一層の充実・向上に努めなければならないこともまた事実である。

そこで、本学では、「教育・研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うこと」を目的として、「日本文化大学自己点検・評価検討委員会」を設置し、継続的に自己点検・評価を行っている（「自己点検・評価規程」第 1 条・第 2 条）。この自己点検・評価活動は概ね 4 年に一度報告書として作成されることになっており（「自己点検・評価規程」施行細則」第 2 条）、将来への改善の一里塚としている。

本報告書は、本学におけるこれまでの活動を学内で自己点検・評価した結果をまとめたものである。本報告書の公表を機に、本学教育・研究の質量両面におけるさらなる発展・向上を図りたい。

平成 27（2015）年 4 月 1 日

日本文化大学自己点検・評価検討委員会

目 次

はじめに	1
第1章 建学の精神	4
1. 本学の沿革	
2. 建学の精神	
3. 大学の使命・目的、教育研究上の目的	
4. 学内外への周知	
5. 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映	
6. 使命・目的及び教育研究組織の構成と整合性	
7. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）	
第2章 学修と教授	11
1. 入学者受入れの方針の明確化と周知	
2. 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	
3. 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化	
4. 授業内容と方法等の工夫	
5. 学修支援及び授業支援の充実	
6. 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用	
7. 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発	
8. 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック	
9. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）	
第3章 学生サービス	18
1. 学生生活の安定のための支援	
2. 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用	
3. 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理	
4. 環境保全、人権、安全への配慮	
5. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）	
第4章 キャリア支援	25
1. 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備	
2. キャリア教育のための支援体制	
3. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）	

第5章 財務	30
1. 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	
2. 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	
3. 会計処理の適正な実施と会計監査の体制整備と厳正な実施	
4. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）	
第6章 社会連携（教育研究上の資源、企業、地域社会等）	33
1. 現状	
2. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）	

第1章 建学の精神

1. 本学の沿革

本学は室町時代に草創された「有職故実の学」の学塾「柏樹書院」の学統を受け継いでいる。「柏樹書院」の教えが本学の建学に生かされ、「柏樹書院」の目的は今日に至る本学の歴史の中で具現されてきたのである。「柏樹書院」第22代当主、蜷川式胤（にながわのりたね）は維新期の日本において明治2（1869）年、三條実美卿や岩倉具視卿らの切望に応えて、太政官における諸法や制度の検討に参加するとともに、西欧制度調査や欧州歴訪準備にも参画した。明治5（1872）年以降は、文部・外務等各省の文化部門をも合わせ委嘱され、正倉院の初開扉調査や東京・京都の博物館設置を具申担当して、外国文明移入による啓蒙並びに日本文化の尊重と発展に貢献してきた。

「柏樹書院」第24代当主の蜷川親繼（にながわちかつぐ）は、昭和21（1946）年4月、戦後の変革により、我が国の美風の甚だしい喪失と、利己本位と衝動第一による秩序の混乱に際会し、我が国の将来を深く鑑みるところがあり、よって「日本文化の伝統の叡智と美風とを継承する人材育成のため、本来の学問の重要義たる、恩愛礼義、清明和敬、重厚中正、祖風継承を基礎として崇び、これに基づく教養深い教育と重厚誠実な学問とを旨とする大学の設置を決意し、『建学精神 沿由と学統 』建学精神』）昭和53（1978）年に本学の設置認可を取得し建学した。

昭和51（1976）年	1号館、2号館 竣工
昭和53（1978）年	日本文化大學法学部設置認可・開学
昭和54（1979）年	剣道場、弓道場 竣工
昭和56（1981）年	3号館（図書館）竣工
昭和60（1985）年	食堂棟、庭園 完成
昭和62（1987）年	体育館 竣工
昭和63（1988）年	教育職員免許法による課程認定
平成元（1989）年	グラウンド整備、全天候型テニス・バスケットボールコート増設
平成4（1992）年	4号館 竣工 2コース制（「企業コース」、「公共コース」）導入
平成5（1993）年	柏樹記念館（5号館） 蜷川会館（新学生食堂）竣工、弓道場改築 専門「ゼミ」制導入

平成 11 (1999) 年	総合グラウンド完成 「基礎ゼミ」制(2年次)導入
平成 14 (2002) 年	旧「サークルスクエア」完成、「遊歩道」完成
平成 19 (2007) 年	「法学研究室」、「ティーラウンジ」、「パウダールーム」整備 3コース制(「企業コース」、「公共コース」、「法心理コース」)導入、 「基礎ゼミ」制(1年次)導入
平成 20 (2008) 年	2号館改修(玄関ホール、教室、床、机、照明、トイレ等) 「模擬法廷」、「コミュニティールーム」新設、柔道場整備
平成 22 (2010) 年	新「サークルスクエア」(体育館)竣工 日本高等教育評価機構(JIHEE)による「平成 22 年度 大学機関別認証 評価」受審(認定期間;平成 22 (2010)年 4月 1日~平成 29 (2017) 年 3月 31日)
平成 25 (2013) 年	メディアセンター(新図書館、新 PC ルーム、学生支援室)竣工
平成 26 (2014) 年	「和敬の道」(新遊歩道)完成

2. 建学の精神

日本文化大学の創学者蜷川親繼は建学の折、「建学精神と使命」を次のようにしたためている。

「いずれの国にあっても、大学はその国最高の教育と学問とを担当し、それぞれの建学の精神と使命とに従って、次代の国家を背負う指導的人材の育成を使命とするものであります。

今日の我国は、各民族・各国家がそれぞれの歴史と文化のもとに、民族の精神の盛衰に応じて隆替興亡する世界歴史の波を受けており、さらに、いよいよ複雑多極化して不断に流動し、明日の国家の命運さえ測られない危局の現代世界の中に在ります。この困難な国際環境に囲まれ、しかも清く正しく、窮まりない命脈を希う我国にとっては、内外に対応する国民が尊敬される日本人でなければなりません。

これがためには、つねに日本の自主的精神を保持しつつ、洋の東西に渉る諸文化と諸問題を理解することが必要です。すなわち、世界史的視野にたつて海外諸文化の各特質を深く歴史的に弁別把握し、冷静正確に判断取捨する、中正な学問にもとづく深い教養と能力とに據らなければなりません。しかし、我々が祖先以来みずから持つ価値高きものは、更に精しく究めて学問的自信と文化的理解とを持ち、つねに之を保持充実することが大切です。このゆえ、祖先からの遙か上つ代以来の、歴

史と伝統をつらぬく日本文化の根源を尊重し、国典を考究し我国先哲を仰いで学と道とを求め、日本民族の美風と叡智とを承けて、理想的な国民であることが緊要であります。

わが国民は久遠の往古から、父祖の築いた文化価値を深く体認し継承するとともに、すでに早く諸種の印度系文化、ついで各系統の中国大陸の諸文化について、この弁別取捨をなし遂げ、更に自らの認識を深め豊かにして、素直で誠実な、つねに清明の心と和敬を尊び、恩愛を深く感じ省み、道を重んずる日本文化を発展させました。

しかし、幾多の辛苦と艱難、時あって盛衰を経験しつつも、つねに情理の判断と勇氣とによって支え伝えられ、悠久に断絶なく発展した二千年以上に亘る日本文化史に比較すると、明治からの文化的経験は、永く歴史の体験を全く別にし、久しく接した東洋文化とも、質と類型とを異にする西欧諸文化を受け、自己を喪失せず沈着に咀嚼選択するには、あわただしい百年でした。また波濤の勢で急迫する見知らぬ文化を、取捨するには困難な情勢でしたので、知らず識らずの内に錯覚して弁別力を失い、或は利己をはかるに煽られて情誼を忘れ、力を伴いおされては、祖先から発展継承した貴重な文化価値を見失いがちのものが真に少なくないのであります。

このゆえ、現在、最も要望されているものは、眼前の繁栄と世の激流とに惑うことなく、表面の現象に追われず深相を觀る重厚で中正な学問によって、古往をたずね彰らかにして新来を考え知る、現代における新しい反省的学問であります。この能力を新たに身につけることこそ、本学の使命であります。こうして、経・史・文の深い学問による日本人としての正しい自覚と我国本来の学問の認識、及び我国将来の行路指針とが、いま、切実に求められています。

目先の栄華と利己心の追求に走り、秩序の軽視と伝統の破壊の風潮が一部を侵し、教育・学問の正道も見失われ勝ちな今日において、日本文化大學に 修学される皆さんは、心すなおに恩愛の情誼豊かな、まごころの学徒を志し、祖先以来のまことの日本の心と本来の学問の在り方とを深く把握されんことを、切に望むものです。」

さらに、これを重点要約して「智性豊かな学風」と題して、以下の通り述べている。

「日本本来の美しい道徳的傳統と、その優れた叡智とに基づく建学精神によって、次代を背負う優秀な人材を育成します。

その智性と情誼の篤い建学精神を、更に重点要約しますと次の四條目となります。

恩愛禮義

父母の慈愛や、人々のまごころの恩を温かく感受して、情誼に厚く禮と義とを尊ぶ。

清明和敬

清く明るく、爽やかな心を養い、人倫の和を尊び、自他には敬の心によって接す。

重厚中正

重みと厚みのある学問と人柄とを修め、正しい道を明らかにして、言行一致する。

祖風繼承

わが國の祖先からの美しい文化傳統を学問的に受け繼いで、さらに発展をはかる。

3. 大学の使命・目的、教育研究上の目的

日本文化大學の使命・目的は、「歴史と伝統とに立つ悠久の日本文化の根本を尊びこれを学問的に探究して各種の日本学術の発展を伸揚し、父祖の良風と美俗とを繼承して、日本文化進運に貢献する至誠の国民を育成するを建学の主旨とし、教育基本法と学校教育法に則り、教育と学問研究とを行うのを目的」(「学校法人柏樹式胤学園寄附行為」第3条)としている。

また、「日本文化大學学則」第1条においても「本学は、我が国祖先以来の歴史と伝統に基づく日本文化の根源を尊び、祖先を敬い、国典を考究し、日本民族の美風と叡智を繼承し、我が国先哲を仰いで学と道を学び、文化の進展に貢献し、重厚中正かつ誠実な国民を育成する建学精神により、教育と学問の探究を行うことを目的とする。」と述べられており、同条項は『大学案内』においても示されている。

そして、この使命・目的に則して、「学則」第2条第2項では「法学部は、建学精神を基礎として法律学及びその関連諸分野の教育及び研究を行い、法的思考力豊かで次代の国家を背負う指導的人材を育成し、併せて研究成果を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。」として、法学部の教育・研究目的が簡潔かつ明確に表現されている。

さらに教育研究上の目的については、以下の4点に要約され述べられている。

恩愛和敬・美風継承

本学の建学精神のもとに、我が先哲の学問を仰いで日本文化の叡智と美風とを承け、これを成す恩愛禮義・清明和敬・重厚中正・祖風継承の学問を深め、美風を大切にしては、身近な父祖の恩愛を感受して祖先を尊敬し、自らも直接に之を承けて品格と教養が高く、情誼豊かな人材を育成します。

学問の深奥を探求

本学は、学の源泉と在るべき法の本質とをしっかりとつかみ、一般の表面現象に惑わず学問の深奥探究に留意し、「学問を重んじ而も深く考える」ことを教育の目的とします。それゆえ実務界の要望に応じて各種の国家及び実務試験に対する準備に当たっても、極端に走って学問の叡智を失い倫理を忘れて、法文の文言解釈万能に陥らないよう、特に留意します。

情誼と勇気の自覚

学問によって己を充実し向上させようと願う本学の教育は、「己」と同時に存在する「人」人々に対して、自他に敬み、日々に省み、まごころを盡して自らを豊かにします。

それは、人としての道を尊び目先の欲望や名利の衝動により終始する動物存在には陥らず、人としてつねに反省し、叡智による情誼を重んじ、正道を歩む真の勇氣を体得します。たとえば冷酷な功利の波濤が侵すことあろうと、重厚な情誼と真勇とによって中正の道を歩みます。

慈愛と祈念に答応

まこと、暖かい感受性ある本学生は、父母、師上、兄姉を深く尊敬信賴し、弟妹や友、隣人には信愛の情によって接します。父への尊敬に徹し、わが家を貫く美しい和敬の精神を承けつぎ、父祖の無限の慈愛と祈念に日々に報いようと、まごころ豊かに努力します。こうして本学は、永く深い父祖の歴史の体験と学問の重層的な経験とにもとづき発展し形成された、日本文化の叡智と美風とを継承し、学問の探究と人柄の充実に努めます。更にこれを維持し顕現する途を深く考え究めて、久遠の祖先から父祖代々が、我々子孫へ限りなく注がれている深い慈愛の祈念と業績とに、学問と教育から答応しようとするものです。」

これらの教育研究上の目的に関しても、公式ホームページや『大学案内』、『学生便覧』等に記載されている。

4. 学内外への周知

「建学精神と使命、目的」は学外に向けて、公式ホームページや『大学案内』等を通じて外部に公表している。

特に、「建学精神四条目」である「恩愛礼義、清明和敬、重厚中正、祖風継承」が日本文化大学における教育研究活動の本領であると認識し、それらを本学ホームページに掲載されている「学長メッセージ」、「建学の精神」、「本学の教育」、「沿革」のページで明記している。また、『大学案内』パンフレットにおいても、「『建学の精神』を大切に作る人格教育」という表題で、多くの人々が理解しやすいように、建学精神をわかりやすく、学外に明示している。

本学の入学志望者に対しては、本学のオープンキャンパス（平成 26（2014）年度は 9 回実施）、各高校で行われている「進学説明会」、東京近郊を中心とした「進学相談会」等で、個別対話を重視して本学の建学精神、学風を説明し、理解を深めてもらうよう努めている。特に、『入学試験要項』の中で「共通事項 出願心得」として、「本学は、少人数制のもとで目の行き届いた教育・指導を行っている私立大学です。入学希望者は、別冊の『大学案内』をよく読んで、特に『建学の精神』および『沿革』、『学長メッセージ』を十分に理解して出願してください。また、保護者の方にも同様のご理解をお願いします。」と記載している。

さらに、入学試験終了後に行われる合格者に対する「入学説明会」では、合格した受験者本人及び保護者を対象として、建学の精神と使命、教育方針や教育カリキュラムを個別に丁寧に説明している。

その他にも、大学正門入って正面の創学者蜷川親繼の銅像と並ぶ碑文 2 基は、「建学の精神、沿由と学統」を顕示している。入学式や学位記授与式等の行事が行われる「柏樹記念館」の壇上正面には、「建学精神」と「日本文化大学大学歌」が書かれた大きな額を掲げている。

また、毎年、春と秋に非常勤も含めた全教職員が出席して行われる「教育会議」では「建学の精神と使命」を深く説明し、その教育効果への反映を期している。さらに、全教職員と全学生に配布する『学生便覧』の冒頭には、「建学精神」、「建学の精神と使命」、「近代以降の柏樹書院歴代当主について」と題して、建学の精神をはじめとする学統を記し、周知の徹底を図っている。

5. 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、「入学者の受入の方針（アドミッションポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」に沿った、学修成果評価の方針を一体的に明示し、これに基づいた体系的教育課程の編成を行っている。

建学精神を身につけ、基本法理念と関係法の理解ができる。豊かな文化教養、理性的判断力、建設的能力のある学生の育成を目指す。

学修目標の設定、学修成果の評価、学生による授業評価の活用及び教員の教育面における評価制度等について、「FD 委員会」での議論や分析を進め、教員が自ら課題に気づき、教育力の向上につなげる努力を促進し、授業の質を担保するとともに、評価方法の改善を図る。

志願状況や社会の人材需要の動向等を踏まえ、日本文化大学としての効率的な総合新校舎（楽工舎）を建設する。

6．使命・目的及び教育研究組織の構成と整合性

本学の使命・目的、教育目的は、役員及び理事会、教職員にあまねく踏襲され、それらは学内外に周知されている。中長期的な計画の策定は、本学の使命・目的等に従い取り進められている。

なお、本学では、建学精神に則り、大学の使命・目的及び教育目的を、「学則」等で明確に規定している。そして、その内容は、学校教育法、大学設置基準等の法令に適合している。

7．自己評価、改善・向上方策（将来計画）

本学の建学精神のもとに、我が先哲の学問を仰いで日本文化の叡智と美風とを受け、これを成す恩愛禮義・清明和敬・重厚中正・祖風継承の学問を深め、美風を大切にすれば身近な父祖の恩愛を甘受して祖先を尊敬し、自らも直接にこれを承けて、品格と教養が高く、情誼豊かな人材を育成する。本学教職員はこのことを、深く認識して、日々学生の教育指導に当たるべきである。今後とも学内での周知を徹底して、本学の神髓を曲げるような問題を放置することなく学内意思統一の万全を期する。

また、学生がキャンパスライフに満足し、充実した学生生活を全うできるよう、学生の心身の健康づくりのための環境整備、ゆとりある快適な教育環境の整備を進めていく。

第2章 学修と教授

1. 入学者受入れの方針の明確化と周知

以下の「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」を『大学案内』及びホームページで明示し、周知に努めている。

「大学の生活は、次代を承継し指導者として貢献したいとの決心が強く、暖かい感受性と氣力を持ち、学問の深奥に触れる修学生活です。従って、学問修養は無限であり、これに専念する努力もまた無限です。

今日の各界は、現代世界の変動が激しければ激しいほど、日本の将来をきりひらく建設的決意が強く、真姿の学問・教育と正しい自覚をもって学ぶ、元氣ある好学の若人に対して大きな期待を寄せています。それゆえ本学は、この現代の期待に答え勉学氣力のある若人の志望が多いので、本学四年間の勉学指導に耐える努力のない人の入学は適しません。

本学法学部は、明日の日本を安泰に守り導こうと願う若人が、法学部を志望して正しい経国治世の学問を求め、建学の精神と使命のもとに、わが叡智と美風の道を探求します。また、本学生はこのような先哲の純正な学問に感銘を覚え、次代へ実現の大切さを自覚し、将来の使命に誇りとアンビションとを抱いて勉学する学生を選考します。」

入試方法としては、警察官志望 AO 入試、公務員志望 AO 入試、一般推薦入試、自己推薦入試、指定校推薦入試、一般入試、大学入試センター試験入試の7種類を設けている。

いずれの入試においても面接を実施し、統一的な質問項目に基づき適切な質問をすることにより受験生の性格、学習意欲、将来に対する明確なビジョン等を把握し、可否の判定に生かすよう努めている。

なお、入試問題は、「入学試験委員会」の下に本学自ら作成している。

2. 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去3年間の収容定員に対する充足率は、下記の通りであり定員を確保している。

平成26(2014)年度	平成25(2013)年度	平成24(2012)年度
101.25%	106.88%	105.25%

引き続き、収容定員を確保していくために様々な広報媒体を活用するとともに、重要校に対する高校訪問を積極的に実施していく。

3. 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の建学精神に基づき、「教育研究上の目的 - 学問の本質的探究と自覚的認識 - 」が次のように定められている。

「恩愛和敬・美風継承

本学の建学精神のもとに、我が先哲の学問を仰いで日本文化の叡智と美風とを承け、これを成す恩愛禮義・清明和敬・重厚中正・祖風継承の学問を深め、美風を大切にすれば、身近な父祖の恩愛を感受して祖先を尊敬し、自らも直接に之を承けて品格と教養が高く、情誼豊かな人材を育成します。

学問の深奥を探求

本学は、学の源泉と在るべき法の本質とをしっかりとつかみ、一般の表面現象に惑わず学問の深奥探究に留意し、『学問を重んじ而も深く考える』ことを教育の目的とします。それゆえ実務界の要望に応じて各種の国家及び実務試験に対する準備に当たっても、極端に走って学問の叡智を失い倫理を忘れて、法文の文言解釈万能に陥らないよう、特に留意します。

情誼と勇気の自覚

学問によって己を充実し向上させようと願う本学の教育は、『己』と同時に存在する「人」人々に対して、自他に敬み、日々に省み、まごころを盡して自らを豊かにします。

それは、人としての道を尊び目先の欲望や名利の衝動により終始する動物存在には陥らず、人としてつねに反省し、叡智による情誼を重んじ、正道を歩む真の勇氣を体得します。たとえば冷酷な功利の波濤が侵すことあると、重厚な情誼と真勇とによって中正の道を歩みます。

慈愛と祈念に答応

まこと、暖かい感受性ある本学生は、父母、師上、兄姉を深く尊敬信頼し、弟妹や友、隣人には信愛の情によって接します。父への尊敬に徹し、わが家を貫く美しい和敬の精神を承けつぎ、父祖の無限の慈愛と祈念に日々に報いようと、まごころ豊かに努力します。こうして本学は、永く深い父祖の歴史の体験と学問の重層的な経験とにもとづき発展し形成された、日本文化の叡智と美風とを継承し、学問の探究と人柄の充実に努めます。更にこれを維持し顕現する途を深く考え究めて、久遠の祖先から父祖代々が、我々子孫へ限りなく注がれている深い慈愛の祈念と業績とに、学問と教育から答応しようとするものです。」

これらの教育目的と評価を一貫したものにするために、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」を定めて明確にしている。

「法学部では、本学の建学の精神を身につけ、所定の単位を修得した学生に、学士(法学)の学位を授与します。学士の学位は将来において、さまざまな職務を希望するとき、たとえそれが専門の法政関係でなくとも、それぞれの分野に必要な基本的法政理念と関係法の理解ができる学生、そしてさらに、各級指導者として、豊かな文化教養と理性的判断力と大局把握の建設的能力のある学生、そして、父祖以来の文化の叡智と成果とを受け継ぎ、将来にわたって永続する調和と努力の途を求めようとする優れた自覚ある学生に授与されます。」

また、教育目的を実現するために、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」を次のように定めている。

「本学は、学の源泉と在るべき法の本質とをしっかりとつかみ、一般の表面現象に惑わず学問の深奥探究に留意し、『学問を重んじ而も深く考える』ことを教育の要点とします。それゆえ実務界の要望に応じて各種の国家及び実務試験に対する準備に当たっても、極端に走って学問の叡智を失い倫理を忘れて、法文の文言解釈万能に陥らないよう、特に留意します。

従って、ここに基礎をおく関係学の履修を重んじ、教科編成や履修課程も考慮し、きめ細かい演習制度によっても、この重要な根底に力を注ぎます。」

なお、前述の教育目的、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」については、大学のホームページにて公開するとともに、入学者に対しては「入学案内」にて、在学生に対しては『学生便覧』にて広く周知させて明確にしている。

4. 授業内容と方法等の工夫

少人数教育の徹底のため、クラス受講人数の上限を原則 80 人と設定している。学生の学力の差異に対応するため、習熟度別クラスを 1 年次の必修科目「総合英語」などで導入し、効果をあげている。

授業方法については、FD 活動と連動しながら改善を図っている。具体的には、「授業に関するアンケート」である。

「授業に関するアンケート」については、学生からの授業評価が記されるアンケートを実施して、教員自身の授業改善に役立てている。各教員は、アンケート項目の結果をみて具体的な改善に向けた取り組みを実施している。特に、アンケートの自由記述欄に記載された学生からの意見・要望に関しては、その内容を担当教員以外にも「FD 委員会」の教員が読むとともに、改善の必要があると判断された場合には、主として学務部長が科目担当者と懇談するなどして具体的な改善方を講じている。また、全教員が共有すべき課題である場合には、前・後期ごとに開催される全教員を対象とした「教育会議」にてその内容を伝えるとともに改善策を紹介している。

また、教員同士が相互授業参観を実施している。この制度は、教員が他の教員の講義をいつでも参観できるというものである。お互いの講義を参観することによって、授業改善のための実質的な向上に役立っている。

さらに、演習科目である 1 年次の「基礎ゼミ」の定員は原則 17 人、2 年次の「基礎ゼミ」は原則 13 人、3 年次から 4 年次にかけて継続して履修する、いわゆる「専門ゼミ」であれば原則 10 人にするなど、少人数制の教育を実施することによって教育効果の向上に努めている。特に、「基礎ゼミ」の担当教員は、授業内容の確認や学生の抱える問題等について把握するとともに、個々の学生の現状についての情報を教職員相互で共有することによって具体的な方を講じている。

また、今日、卒業後の職業生活と結びつけた法学学習をすることが求められていることから、コース制を採用している。具体的には、「経営コース」、「公共コース」、「法心理コース」の 3 コース制を設けて、各コースにふさわしい必修科目を設置している。なお、コース選択は、1 年次の秋に「希望する就職の方向やその種別に関する調査」とともに実施している。

学生の法学学習の動機付けや主体的な学習を促す方策の一環として、毎年、「模擬裁判」を実施している。これは、実際にあった裁判をモデルケースとして指導教員が裁判の基礎資料を作成したうえで、学生が主体となって実際のシナリオを作成していくものである。模擬裁判は、全学年次が参加できる大学行事となっており、内容等についてはホームページで公開している。

以上の他にも、教育・研究活動の推進に関して、次のような取り組みが行われた。

(1) 資格講座の開講

キャリア支援教育の充実を目指し、資格講座として「簿記受験講座」、「TOEIC・英検受験講座」、「コンピュータ講座（Word、Excel、PowerPoint）」を開講した。夏期休業中には、「宅建夏期特別集中講座」、「夏期行政書士講座」、「数学集中講義」を、春期休業中に「簿記特講」を開講した。

(2) 「八王子学園都市大学（いちよう塾）」への講座提供

「夏休み 子どもいちよう塾」

「君も裁判員に挑戦しよう！」（轉法輪慎治教授）

7月27日（日）受講者20名

共催「公開講座 模擬裁判」（加藤輝夫教授、轉法輪慎治教授）

10月19日（日）受講者27名

(3) 9月15日（月）より、図書館の開館時間を、防犯上の観点から南大沢警察署との相談により20時まで延長することにして、学習環境を充実させた。

(4) 9月24日（水）・25日（木）の2泊3日で「日本政治思想史」（2年次選択科目）の「文化学総合演習」を行い、伊勢神宮の参拝をはじめ神宮徴古館、せんぐう館、皇學館大學神道博物館などを見学した。参加学生145名、引率教職員7名で実施した。

(5) メディアセンター内の携帯電話の通信状況を改善するため、NTT docomoのアンテナ設備を設置した。

(6) 9月、弓道場の整備を行い、学生サービスの充実を図った。

5. 学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働による学修支援については、毎日の「朝礼・終礼」を始め、学年担任間、科目担当者と担任との連絡をとること、保護者から事務室への問い合わせ内容の共有等を通し、一人ひとりの学生に対する学修支援の体制を整えている。

1年次は、担任と「基礎ゼミ」の担当者を同じくすることで、入学時から抱える問題や、授業支援に対する学生の意見をくみ上げることができ、早い段階での退学を予防し、改善する手立てとなっている。また、入学時のオリエンテーションには、先輩学生も1年次ガイダンスに出席し、就職支援として資格試験の受験、履修相談、学

修支援として、出欠席やノートの取り方まできめ細やかなアドバイスをし、相談に乗っている。5月には担任が1年次生全員と個別面談することで、学修に不安のある者の相談を受け、改善を図っている。

4号館5階には、「学生相談室」を設置し、高校での教歴のあるベテラン教員を配置することで、相談しやすい環境を提供している。

2年次から4年次にかけては、1年次に構築した教員との信頼関係をもとに、担任だけでなく、ゼミ担当教員等への相談も可能となっており、ゼミは専任教員を中心に配当することで、オフィスアワーだけでなく、講義のない時間には学生の質問や進路相談、学修相談等を受けることができ、多様な支援体制を取っているといえる。また、留年者に対しては、履修ガイダンスを分ける等、履修を適正に行い、卒業に向けて学修するよう指導する機会を設けている。

6．単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定の基準は、「学則」に定め、『講義要項』・『学生便覧』により、学生に周知することで、適正かつ厳正に行われている。また、進級及び卒業認定についても、「学則」に定めるだけでなく、『学生便覧』への記載及びガイダンス等で学生に毎年周知することで、厳正に運用されている。成績評価については、各評価の基礎となるパーセンテージが示されており、平成27(2015)年度からは『講義要項』に「学習到達目標」と「評価方法・基準」を明示することで総合的に評価をすることになり、さらに偏った評価がなされないものと考えられる。

また、卒業にあたっては、必修科目「ゼミ」の中で「卒業論文」を課し、全ゼミでの統一的な提出日を設け、その後、ゼミ指導教授から添削のうえ返却し、最終の提出日まで指導を受けることになっており、厳格に守られている。

卒業論文の提出を含む、卒業要件は大学設置基準第25条に基づき「学則」に定め、ガイダンス、「ゼミ」において周知しており、卒業判定は、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」に従い、卒業要件に照らした上で厳正に判断されている。

7．教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況を点検するため、「授業に関するアンケート」、就職先の希望調査、学生の学修状況等の調査を行っている。特に、資格取得状況の調査については、入学前から調査し、入学後は専任教員で取得者の状況を共有し、学生指導に役立てている。また、成績不振者本人及び保護者を始め、希望者と三者面談を行うことで、学生の変化を知ることができ、学生指導に役立っている。さらに、保護者参観日を設けることで、保護者に学生の学修への取り組み、挨拶をはじめとする学生生活の一部を参観してもらうことで、学生に対し大学と家庭が直接話す機会をもつことで、教室内外での教育目的が達成されているか点検することができている。

8．教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生による「授業に関するアンケート」、就職先の希望調査、学生の学修状況、資格取得状況、学生及び三者面談結果等は、教授会等で共有されている。また、学生による「授業に関するアンケート」により、教育目的の達成状況について点検し、その結果を教育内容・授業方法の改善に向けフィードバックするようにしている。ちなみに、「授業に関するアンケート」については「FD委員会」が中心となり実施し、全教員参加の「教育会議」時に各教員に結果を渡し、授業方法等の改善を求めている。また、専任教員が教室を巡回することで、学生の授業態度の向上を図るだけでなく、科目担当教員に対しては「FD委員会」から具体的改善を求めるきっかけになっている。さらに、新任教員については、FD研修だけでなく、専任教員の講義について研修を行うこともあり、学生に質の高い授業が提供できるよう取り組んでいる。

9．自己評価、改善・向上方策（将来計画）

シラバスにおいて、一部の科目の成績評価基準が示されていないため、改善する必要がある。また、オフィスアワーについては、今後明示し、それをどのように学生に周知していくか検討する余地があるが、オフィスアワーを導入するより多くの時間を学生対応に費やしているため、その運用が課題となる。

第3章 学生サービス

1. 学生生活の安定のための支援

(1) 支援体制

学生生活の安定のための支援体制として、クラス担任、学生課、「学生相談室」がある。これらの各組織が相互に連携しながら、学生生活の支援にあたっている。特に、1年次を対象として、5月下旬から6月中旬にかけて全学生を対象に面談を行っている。

なお、学生の厚生補導の組織として、「学生指導委員会」がある。同委員会は、4人の委員（専任の教育職員及び事務職員）からなり、「学生指導に関し委員会で審議することが相当であると思料される事案が認められたときは、学長は委員会に諮問」（同規程第6条第1項）する。「学生指導委員会」は、「蜷川親繼先生奨学生」の審査（同規程第2章） 懲戒事案の審査（同規程第3章）を行う。

本学では、学生生活の安定のため、クラス担任をはじめとして各講義担当教員、特にゼミ担当教員や部・サークル担当教員（顧問）が協働して一人ひとりの学生を多面的に細かくみて学生生活を支援している。

(2) 厚生サービス

アパート・下宿紹介

八王子市内には多くの物件があり、家主からの直接の照会、各不動産業者からの資料・冊子等が送られてくる。これらの資料等を整理し安全な物件を学生課職員が学生に紹介している。

学生食堂の提供

カフェテリア風の大食堂がある。外部業者に委託しており、学生のニーズに応えるよう定期的に学生課教職員が業者と打ち合わせをし、指導している。

学内施設の開放

学生は授業の空き時間等に4号館6階の「学生ラウンジ」、2号館1階の「ティーラウンジ」、学生食堂、「メディアセンター」等で過ごしている。また、女子専用の「パウダールーム」があり、女子学生の居場所の確保にも気を配っている。さらに、「サークルスクエア（体育館）」、グラウンド、テニスコート、バスケットコート、トレーニングルーム等を解放している。

(3) 経済的支援

奨学金制度の利用について、日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金、地方自治体奨学金、民間団体の奨学金等を紹介。手続きは学生課事務職員が事務窓口で受付けている。

平成 26 (2014) 年度、日本学生支援機構を利用した者は 323 名であった。また青年協議会の奨学金を利用した者が 1 名、読売育英会の奨学金を利用した者が 2 名であった。

一方、本学独自の奨学金として「蜷川親繼先生奨学生」制度がある。建学精神をよく体し、人的及び学業成績が優れ、他の学生の模範となる学生に授与される。なお、「蜷川親繼先生奨学生」については、「後期始業式ガイダンス」において、表彰している。

(4) 課外活動の支援

学生の自発的・自主的諸活動として課外活動を支援している。学生時代に課外活動に参加し、有意義で充実した学生生活を送ることは、人間形成に重要である。そこで、学生課を中心として、課外活動を奨励するとともに積極的に支援している。

平成 26 (2014) 年度の部・サークルは 16 団体である。部活動には 10 万円もしくは 5 万円、サークルには、その活動に応じて活動補助費を支給している。

(5) 学生に対する各種相談等

新入生に対し、5 月より個人面接を行っており、学生生活等の相談に乗っている。

さらに、「学生相談室」において、専任の教員が相談に乗っている。

健康診断は、毎年 4 月に全学生を対象に実施している。

また、「衛生看護室」にて怪我をした学生等のケアを行っている。

2. 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 学生に対する心的支援、生活相談、健康相談等

本学の特徴である少人数制教育を基盤として、組織的に行われている。

1 年次を 6 クラスに分け、各クラスに担任教員を置いて、学生と密接に対応している。5 月には、クラス担任が、クラスの学生全員と個別に面接を行い、学生の意見・要望を聞くとともに、一人一人の 4 年間の学生生活の過ごし方を話題にしながら面談をする。なお、講義を連続して 4 回以上欠席した学生に対しては、担任が学生に電話連絡をするなどして相談に乗っている。さらに、前期終了 2 週間前には、欠席の多い学生の保護者宛に通知文を送付し、保護者を交えて三者面談を行っている。

2・3・4 年次についても、各コースを 2 クラスに分け、担任を配置している。担任は、学生の欠席状況などを勘案して面談の必要のある学生に対しては、保護者にその

旨を通知するとともに、その学生と面談し、場合によっては保護者を交えた三者面談を行っている。

この他、1・2年次の必修科目である「基礎ゼミ」、3・4年次の「ゼミ」の担当教員が、ゼミを通して学生の修学状態や生活状況を把握していることから、適宜、担任と連絡を取りあいながら面談することもある。このように、クラス担任とゼミ担当教員が互いに密接に連絡を取り合い、心的支援、生活相談、健康相談等が適切に行われている。

さらに、「学生相談室」をもうけ、学生からの相談・要望を受付けている。

平成26(2014)年度の同室における相談は、15件である。その内訳は、公務員試験の具体的内容6件、大学での勉強について5件、教養模試について1件、大学生活について3件、である。

(2) 学生の課外活動への支援等

授業以外に、学生が自発的・自主的に行う諸活動を課外活動としている。課外活動に参加し、充実した学生生活を送ることは、本校の教育理念の上でも重要であると位置付け、学生課を中心に課外活動を奨励し積極的に支援を行っている。

毎月第1木曜日に「部・サークル代表者会議」を開き、部・サークルの意見等を聞いている。部・サークル活動時間は、13時から19時までである。なお、特別時間延長を学生課に提出して許可が得られれば、20時まで活動を延長することができる。

部・サークル活動は、学生が自主的に運営しているが、弓道部、剣道部、柔道部については、教員がその指導を行っている。部・サークル団体は、合計で16団体があり、活動している。

なお、部・サークル活動に対しては、その活動実績に応じて支援している。具体的には、部に対しては年間10万円もしくは5万円、活動が盛んなサークルには年間3万円、その他のサークルで活動実績のあるサークルには1万円の補助費を支給している。なお、平成26(2014)年度の実績は、次の表の通りである。

平成 26 (2014) 年度 部・サークル活動補助費支給額

	部・サークル	金額
1	柔道部	10 万円
2	剣道部	10 万円
3	弓道部	10 万円
4	バスケット部	5 万円
5	バレーボールサークル	3 万円
6	サッカーサークル	3 万円
7	野球サークル	3 万円
8	軽音楽サークル	1 万円
9	テニスサークル	1 万円
10	フットサルサークル	1 万円
11	写真サークル	1 万円
12	バドミントンサークル	1 万円
13	少林寺拳法サークル	1 万円
14	法律研究サークル	1 万円
15	バスケットサークル	1 万円
16	ボランティアサークル	1 万円
	合 計	53 万円

個々の部活動費は各団体が自主的に決定しており、各顧問の教員が各団体の活動費の適切な使用を指導している。

部・サークル活動以外の課外活動も活性化させ、学内生活を充実したものとするために、授業のない空き時間にスポーツ活動ができるように学生課教職員が窓口となり、運動施設を開放してボール等の必要な道具の貸し出しを行っている。

「部・サークル代表者会議」は学内行事の「学生親睦会」、「菊花節・体育大会」の各種競技の計画、運営を行っている。

3. 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地面積は 92,660.2 m²で大学設置基準上必要な校地面積 8,000 m²の約 11.6 倍の面積を有している。運動場は、グラウンドと隣接する全天候型のテニスコート、壁打ちコート半面とバスケットコートがある。また正門に面した白山通りを隔てた向かい側に「サークルスクエア(グラウンド)」がある。

校舎面積は 15,760.4 m²あり、大学設置基準上必要な校舎面積 4,958 m²の約 3.18 倍の面積を有している。校舎は 1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、5 号館、「サークルスクエア(体育館)」、「蜷川会館(学生食堂)」、弓道場、その他の施設が機能的に配置されている。

その他、特筆すべき施設として、以下のものがあげられる。

(1) メディアセンター

「メディアセンター」は、大学における教育と研究活動に必要な情報を提供することを目的としている。図書館とコンピュータ教育に資する「PC ルーム」及び就職活動等、進路相談を行っている「学生支援室」がある。

まず、図書館は平日・土曜日とも 9 時から 18 時までの開館である。開架書架・閉架書架、卒業論文書庫、各種資料室の他、判例・文献検索コーナーやグループワークスペース、演習室、会議室を備える。「PC ルーム」は、平日・土曜日ともに 10 時から 12 時までと 13 時から 18 時までの利用時間である。

「PC ルーム」は、「PC ルーム運営規則」のもとで適切に運営・管理されている。「学生支援室」は入学時からのキャリア形成支援と就職支援プログラムで学生をサポートしている。利用時間は、平日・土曜日とも 10 時から 16 時 30 分までとなっている。公務員試験案内や企業の採用情報、求人情報等閲覧でき、就職対策を担当者がマンツーマンで指導している。

(2) 模擬法廷

2 号館 4 階にあり、普段の授業に使用されることはもちろん、八王子市との共催による市民講座である公開模擬裁判の実施に寄与している。

(3) 資格取得研究室

2 号館 4 階にある。国家試験受験希望者や公務員試験受験希望者に対して、学習効果をあげている。

(4) パウダールーム

女性専用のスペースとして 2 号館 2 階にある。パーテーションに仕切られたメイクブースとコミュニティスペースを有する。

(5) AV ホール

4号館1階に座席数627席を備える多目的ホールであり、大型のスクリーンを使った講義やガイダンス、講演等で活用されている。

(6) 学生ラウンジ

4号館6階の見晴らしのよい前面ガラス張りのラウンジにおいて、常時学生が自習やグループワークをする際のスペースとして解放されている。

なお、校舎等は、建学時に竣工された1号館・2号館を除き、建築基準法施行令改正による新耐震基準に適合しており、耐震性は確保されている。またバリアフリーについては、スロープ及び手すりが2号館や「メディアセンター」等に設置されている。4号館についてもスロープ、エレベーターがあるので6階までの移動は可能である。

施設管理の面は、建設設備、電気設備、空調設備、消防設備、エレベーター等、法令に基づき点検を行っており、施設使用に関する安全性を確保している。

警備体制は、18時から翌朝9時の時間帯、業者による人的警備を行い、あるいは防犯カメラを設置する等、夜間の不審者の侵入から守っている。それ以外の時間帯は、教職員が適時巡回して部外者・不審者の無断侵入を防止している。

その他の施設として、高田馬場に「学習センター」がある。主に入試会場として使用されている。また八王子キャンパス近くの小比企町に「日本文化大学総合グラウンド」があり、外部の団体に貸し出している。

4. 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の取組として、新しい建物に人感センサー照明を導入したことや5月から10月までの夏期期間、クールビズを実施する等、環境に配慮している。また、ゴミの分別や特定場所の喫煙所指定等、分煙を通して環境保全を行っている。

人権問題に対しては、「セクシャルハラスメント防止委員会」を設置しており、ハラスメントに対応している。

教職員の労働条件については、「教育職員就業規則」、「事務職員就業規則」等が定められており適切に運用されている。

安全への配慮については、総務部が危機管理体制の業務を行っている。緊急連絡網を整備し、迅速・的確な危機管理に対応できるよう努めている。また、火災・震災等の災害予防と人命の安全確保を図っている。各校舎棟の火元責任者を定め、災害予防と災害発生時の対応に努めている他、年1回防災訓練、避難訓練を行っている。非常備蓄品及び飲料水の備蓄については、常時これを行っている。さらに、AED（自動体外式除細動器）が学内に1カ所設置されている。また消防署による救命講習会を定期的に実施している。

建築基準法による設備の法定点検を専門業者が1年から3年ごとに行っている。消防設備点検は、年2回専門業者が行っている。

5. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）

以上のように、学生生活のサポートについては、教職員の協働体制が整備されており、また各種の制度も充実している。少人数教育の利点を生かして、今後とも、学生と教職員の距離が近い環境作りを継続していく。

学生生活の安定のための支援として、現在「衛生看護室」において、体調がすぐれない場合の対処や健康相談に学生課教職員が応じている。しかしながら、時に、専門的な知識が必要な場面があることから、専門知識を有する者が対処することが望ましい。

今後とも、本学の建学精神を修得した学生を社会に送り出すため、必要な支援を継続する。

第4章 キャリア支援

1. 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

これからの時代に社会人として生き抜き、起こる事象・問題に対し主体的に解決する力、職場で役立つ実践的な知識や技能を修得することを実現するため、次の支援体制をとっている。

(1) キャリア形成支援プログラム

社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力等を育成することを目的として、キャリア形成支援プログラムを編成している。

資格取得に向けた支援

就職に有益になる資格を対象に、各資格の内容に応じて専任教員が資格講座を担当し、正規科目とは別に学生の指導に当たっている。

資格講座の主なものは、「簿記検定受験講座」、「英語受験講座（英検・TOEIC・TOEFL）」、「社会保険労務士受験講座」、「行政書士受験講座」、「コンピュータ講座」、「基礎数学講座」、「宅地建物取引主任者受験講座」等である。

この資格講座は、卒業に必要な単位として認定されないが、学年を問わず受講できる。資格の取得については、各学年の就職ガイダンス等において、日本漢字能力検定、秘書技能検定はじめ日本商工会議所及び東京商工会議所主催の各種検定試験の案内を行い、受験の支援をしている。

「就職情報概論」講座

将来の就職に向けて職業観を涵養し職業選択の知識と就職活動の手法を修得するために、3年次生の必修科目に配当される。

就職に関する環境を分析し、就職の意義、基本的な知識と職業観を養うものである。

「キャリアマネジメント」講座

各種公務員試験や就職試験に特化して、人文・社会・自然科学の幅広い知識・能力を修得することを目的とするもので実力強化を目指す科目である。

1年次は基礎力、2年次は教養力（応用）、3年次は実践力を養う試験問題を履修するものであり、この科目を教育課程に編成している。

3年次からは、自分の志望進路に合わせ、「警察・消防コース」、「地方公務員上級・国家公務員一般職コース」、「市役所コース」に分かれ履修している。

「試験演習」講座

公務員志望者に向け、「警察官・消防官」、「地方公務員」に区別して、採用試験の過去問題及び主要法律科目問題等を解き、採用試験に必要な学力の向上を目指すものである。

就職模擬試験の実施

公務員及び企業の採用試験対策の一環として、1年次から3年次を対象に、クレペリン検査、適職診断テスト、SPI3模擬試験、自己表現テスト、エントリー試験を計画的に実施している。

(2) 就職支援プログラム

職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育成するため、就職支援プログラムを準備している。

インターンシップ実施

インターンシップは、学生の職業観、勤労観の育成及び専門教育の学習に資するため、実習受け入れ企業等の開拓に当たる一方、各企業からの実施情報を学生に提供し、学生が自主的に受け入れ先を選択するように指導している。

平成26(2014)年度は、行政機関では、八王子市役所及び相模原市役所並びに企業(6社)においてインターンシップ実習を行った。

平成26(2014)年度 インターンシップ実施状況

インターンシップ実習先	参加人員 (人数)	実習時期 (月)	実習期間 (日間)
八王子市役所	1	9	9
相模原市役所	1	8	5
国会(衆議院)・最高裁判所	12	8	1
東京証券取引所	17	5	1
警視庁	12	8	1
警視庁南大沢警察署	10	10	1

(企業)

サミット(株)	1	8	5
(株)マイナビ	1	8	3
(株)ダイソー産業	1	8	2
(株)マーススポーツエーゼント	1	8	3
生活協同組合コープみらい	1	2	3
オートバックスセブン(株)	1	8	3
計	59		

警察官講座

警察官志望者に向けて、警察官に相応しい能力・知識の修得、公共に貢献する人材育成の観点から、「警察官講座」を設け、多角的に指導している。

この内容は、「警察官採用説明会」、「本学OB警察官によるセミナー」、警察官採用試験の過去問題を解く「過去問実戦ゼミ」の実施等である。

公務員セミナー(警察官等)

業界研究・企業セミナー

就職ガイダンス

2. キャリア教育のための支援体制

学生が将来への目的意識を明確に持てるように、職業観を涵養し、職業に関する知識、技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成するものである。

このキャリア教育を支援する組織として、学務課及び学生支援課(主として、就職活動を支援するための「学生支援室」)、担当教職員で対応している。

(1) 学務課

キャリア教育を充実強化するため、就職を取り巻く環境を考慮して教育課程との関係を調整している。公務員及び企業の就職環境や採用試験の選考基準を勘案して、就職対策講座の教育課程の編成をしている。

平成27(2015)年度からは、学生の職業観、勤労観の育成、専門教育の実習のためにインターンシップを推進するため、3年次の授業科目(選択科目)として「イン

ターンシップ」講座を設置する予定である。

(2) 学生支援室

「学生支援室」は、国家公務員及び地方公務員の各種採用試験の案内、企業の案内、採用情報をはじめ企業からの求人案内のコーナーを設置し、学生が自由に利用できる体制を整えている。また、学年を問わず「進路、採用試験、将来設計のこと」等の個人面談・相談に応じている。

「学生支援室」における相談状況は、次の通りである。

「学生支援室」における相談状況（平成26（2014）年度）

相談等の内容	相談件数（件）
1. 採用試験のための面接指導	93
警察官採用試験	65
その他の公務員採用試験	18
企業採用試験	10
2. 採用試験に関する相談	92
論文作成（添削）	45
進路全般	17
その他就職活動	30
3. 採用試験受験に伴う公欠手続き（注）	144
合計	514

（注）「公欠（公認欠席）」とは、就職活動のための講義の欠席を一定の条件で認める制度。

「学生支援室」は、主に次の活動を行っている。

- (イ) 希望進路に向けた取り組み方（受験対策）
- (ロ) 各種公務員試験の案内・申込書配付
- (ハ) キャリア関連講座の実施と運営
- (ニ) 求人企業の案内及び開拓、採用実績のある企業との情報交換
- (ホ) 業界研究・企業セミナーの実施
- (ヘ) 公務員採用試験説明会の開催
- (ト) 就職模擬試験の実施
- (チ) 公務員採用試験の面接対策、論文対策
- (リ) 公欠制度の運用及び処理

3. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）

「学生支援室」では、学生への各種公務員試験の案内、受験や企業への就職活動に関する支援が適切に運営されている。

警察官採用試験の選考採用が人物重視であることに鑑み、論文作成及び面接対策の指導を強化させる必要がある。

公務員では、警察官以外の職種の公務員を目指し、その採用試験の合格者を増やすことの目標を立て指導を強化する。

企業等から講師を招き、就職活動の在り方、本質的な講話を聞くことは、学生に職業を意識させ、職業選択に資するものであり所期の成果を上げている。従って、業界・企業の説明会の機会を増加させる。

入学後の早い段階から、自分の希望する進路に見合ったスキルや資格等を取得するように指導を強化するとともに、キャリアデザイン関連科目及び講座の充実強化を図る。

第5章 財務

1. 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、平成17(2005)年4月に改正された私立学校法第47条に基づき、寄附行為を改正するとともに「財務書類閲覧規程」を制定し、財産目録、貸借対照表、収支計算書(資金収支計算書、消費収支計算書)、事業報告書及び監査報告書を大学の事務室に備え付け、本学の利害関係者から開示請求があった場合には開示している。

また、公共性の高い学校法人として、さらに説明責任を果たすために日本文化大学のホームページ上にも前述関係書類を公開し、より積極的な情報公開に取り組んでいる。

2. 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

日本文化大学における過去4年間の帰属収支のバランスは、支出超過もなく健全であるが、近年は志願者が減少しており、このため学生納付金が減少傾向にある。しかしながら、本学は、昭和53(1978)年の建学以来、現在に至るまで、寄付金及び学校債等は募集していないが、必要な財源は確保されている。

本学の財務状況は、過去4年間の消費収支計算書からみると、【表-1】の通り帰属消費収入が消費支出を超過しており、【表-2】の通り学生納付金の推移では減少傾向にある。

【表 - 1】「本学の財務状況」

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学生生徒等 納付金	1,048	986	1,035	939
帰属収入の部 計	1,088	1,029	1,090	965
消費支出の部 計	767	734	776	799
帰属収支差額	321	295	314	166

(注) 平成 26 (2014) 年度については、暫定値。

【表 - 2】「学生納付金と帰属収支差額の対前年比較」

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学生生徒等納付金	1,048	986	1,035	939
(対前年度比較)	(84)	(62)	(49)	(96)
帰属収支差額	321	295	314	166
(対前年度比較)	(69)	(26)	(19)	(148)

(注) 平成 26 (2014) 年度については、暫定値。

3. 会計処理の適正な実施と会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 会計処理

会計処理にあたっては、学校法人会計基準等の会計指針、法人税法、所得税法、消費税法その他税法等の法規及び寄附行為、経理規程等の学校法人柏樹式胤学園並びに日本文化大学の諸規程に基づき、適正な会計処理が行われている。また、平成 27(2015)年度より新たに施行される改正学校法人会計基準適用への準備も逐次進められている。

これらの会計処理を行う上で、法令等の解釈が不明確な場合は、その都度、公認会計士及び日本私立振興・共済事業団の経営相談センター等に直接確認する他、税務については、所管の八王子税務署に判断を求め、これらの業務を適正に行っている。

なお、本学では、収益事業は一切行っていない。

(2) 監査

本学では、共同事務所の公認会計士による会計監査(外部監査)と監事による監査を定期的に受けている。

公認会計士による会計監査は、監査契約を締結し、学校法人会計基準等の会計指針、法人税法、所得税法、消費税法その他税法等の法規及び寄附行為、経理規程等の学校法人柏樹式胤学園並びに日本文化大学の諸規程に基づき、理事会・評議員会の議事録、稟議書等をもとに経理伝票や証憑類・取引内容等について監査を受けている。

監事 2 人は、監査報告書を作成し、理事会及び評議委員会に提出し、法人の財産及び業務並びに大学の業務の状況について意見を述べている。

4 . 自己評価、改善・向上方策（将来計画）

今後、学生生徒等納付金（帰属収入）の減少傾向を改善せねばならない。

入学者の定員確保及び在学生の減少を防ぐことが喫緊の課題である。特に、入学定員の確保については、受験者数を増やすことが鍵であり、このための広報活動に一層の工夫と努力を図る。

会計監査については、公認会計士の指導のもと、監事による監査を実施しているが、業務監査に関して、今後具体的な計画のもと実施する必要がある。

資産運用に関しては、従来から安全・堅実に重点を置いて処理し、不安定な経済環境を乗り越えてきた。今後についても、基本的な運用については継続する方針であるが、運用規程を作成し、明瞭・明確な事務処理を実施する。

日本文化大学のホームページ上に公開している財務・経営情報に関し、検索が容易でないとの指摘があるので、今後さらに効率よく検索しやすい場所に移動することを検討していきたい。

第6章 社会連携（教育研究上の資源、企業、地域社会等）

1. 現状

本学は、地域に貢献する大学として、大学施設の開放、公開講座など、本学が有する物的・人的資源を社会に提供する努力を継続している。

(1) 大学施設の開放

本学は、主として八王子キャンパス内の施設を地域社会に提供することで、地域に貢献している。

平成 26（2014）年度には、八王子商工会議所実施・運営の日商簿記検定、カラーコーディネーター検定等で、それぞれ会場を提供し八王子市民等の受験者への便宜を図った。その際、本学は会場となる教室の提供とともに、事務職員による会場の設営、試験準備補助を行った。

本学 2 号館 4 階に設置した「模擬法廷」は、実際の裁判所の法廷を模したものであり、裁判員制度に対応した構造になっている。なお、平成 26（2014）年 6 月には、「水曜ミステリー 9 逆転弁護士 ヤブハラ 証言拒否」（テレビ東京）の撮影が行われた。

さらに、本学は八王子市小比企町に保有している「日本文化大学総合グラウンド」を八王子市民の福祉向上及び青少年の健全育成、地域住民間の交流促進のために提供している。

(2) 公開講座の開催

本学のある八王子市には、産学連携の一機関として、23 の大学・短大・高専で構成する「大学コンソーシアム八王子」が設けられている。「大学コンソーシアム八王子」では、大学間の交流・発展や地域社会の発展をめざす目的で、種々の活動が行われており、本学もこれに参加をしている。

「いちよう塾」

本学は、「八王子学園都市大学（通称「いちよう塾」）」と連携し、本学の特徴を生かした講座の提供を行っている。「いちよう塾」は、23 大学・短大・高専、企業並びに市民との協働により、市民が意欲を持って学ぶことのできる機会を提供することを目的として、平成 16（2004）年開学された。本学は当塾の発足当初より講座を提供してきた。講座は、JR 八王子駅北口「八王子市学園都市センター」で実施される。これまでに、「宅地建物取引主任者(宅建)講座」、「実作短歌講座」、「公開講座 裁判員制度による模擬裁判」などの講座を提供してきた。

「公開講座 裁判員制度による模擬裁判」

「いちよう塾講座」の一コマとして、本学の「模擬法廷」教室において、平成 20（2008）年度より八王子市民を対象とした「公開講座 裁判員制度による模擬裁判」を実施している。八王子市民に裁判員の役割を担ってもらい、裁判長、検察官、弁護人、被告人等の役割は本学の教員及び学生が務める形式で進行させ、裁判員裁判の普及活動の一端を担い、今日まで継続している。

「子どもいちよう塾」

夏休み時期の毎年 7 月下旬には、「小中高大連携ワーキンググループ」活動の一環として、市内在住の小学 4～6 年生を対象とした「子どもいちよう塾」が開かれ、本学もこのイベントに参加している。平成 26（2014）年度には、本学からは轉法輪慎治教授による「君も裁判員に挑戦しよう！」（10 時半～12 時、13 時半～15 時まで）の講座が行われ、多数の子供たちが参加をした。

(3) 講師派遣

宅地建物取引士法定講習講師

東京都知事が指定する宅地建物取引士の法定講習の講師を派遣しており、不動産業界への貢献を果たしている。

文化庁文化審議会（国語分科会）臨時委員

文化庁からの要請により、常用漢字を審議する文化庁文化審議会（国語分科会）の委員を派遣している。

出張講義

本学では、近隣の高等学校へ本学の教員を講師として派遣し、社会科学系科目の出張講義を行っている。

(4) 「大学コンソーシアム八王子」

八王子市には 23 の大学・短大及び高専があり、全体で見ればほぼすべての学部・学科が備わっている。八王子市はこの特色を生かした学園都市を目指し、「大学コンソーシアム八王子」が組織されている。本学もその会員であり、本学の特徴を生かした講座を提供している。

本学は「大学コンソーシアム八王子」の「産学公連携部会」に所属し、活動している。部会の主な事業は、学生調査研究成果発表事業、産学官コーディネーターの連携、産学共同研究及び技術開発型競技会等出場助成事業、産学協同研究プロジェクト施設提供事業の 4 つである。「産学公連携部会」の重点項目は上記の内 であ

り、年1回「大学コンソーシアム学生発表会」を開催し各大学の学生が研究成果を発表している。本学からは教授が1人、審査員兼コーディネーターとして参加し、学生による調査研究の審査を行った。

(5) 学生による地域活動への参加

八王子市「学生天国」への参加

八王子市では、毎年5月の連休期間に、「八王子学生委員会」が主催、「大学コンソーシアム八王子」が協賛、八王子市等が協力する市の行事である「学生天国」が開催される。この行事に本学学生がボランティアとして参加している。「学生天国」で配布する本学のグッズ（本学オリジナルのクリアファイル、シャープペンシル等）は大学が拠出している。

ボランティア活動

地元へのボランティア活動として、ボランティアサークルに属する本学学生によるJR 八王子駅周辺の清掃活動や防犯パトロール、及び大学周辺・大学通りにおける清掃活動等が行われている。特に、JR 八王子駅周辺における清掃活動・防犯パトロールに関しては、八王子警察署員及び地元町内会、自治会等によって構成される防犯連絡協議会のメンバーとともにっており、地元住民との交流を深めている。

2. 自己評価、改善・向上方策（将来計画）

これまで、本学は、地域社会との関係については、八王子市役所、「大学コンソーシアム八王子」、八王子商工会議所等が行う行事への協力（施設提供、公開講座の実施等）及び大学近隣住民との自治会レベルの協力（片倉町会、片倉台自治会の行事への賛助等）を中心に置いてきた。本学の姿勢はそれぞれの団体より評価されており、引き続き良好な関係を保っていくための協力を継続する。

また、「大学コンソーシアム八王子」を基軸とした社会連携を今後とも継続していくとともに、本学の物的・人的資源を活用し、他大学、企業、自治体及び地域社会との協力関係を維持していく。